

緊急消防援助隊鳥取県大隊

応援等実施計画

平成29年7月
鳥取県

緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画 目次

第1章 総則	・・・ 1
第2章 鳥取県大隊等の編成	・・・ 1
第3章 鳥取県大隊等の出動	・・・ 2
第4章 現場活動	・・・ 6
第5章 後方支援活動	・・・ 6
第6章 活動終了	・・・ 7
第7章 活動報告等	・・・ 8
第8章 その他	・・・ 8

資料等

別表第1 用語の定義	・・・ 9
別表第2 鳥取県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先	・・・ 11
別表第3 関係機関連絡先	・・・ 12
別表第4 鳥取県の登録隊	・・・ 15
別表第5 鳥取県大隊の編成	・・・ 16
別表第6 鳥取県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材	・・・ 17
別表第7 鳥取県統合機動部隊の編成	・・・ 18
別表第8 鳥取県大隊の出動対象都道府県等一覧	・・・ 19
別表第9 鳥取県大隊の迅速出動に係る隊編成	・・・ 20
別表第10 鳥取県大隊無線通信運用体制	・・・ 21
別表第11 鳥取県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）	・・・ 22
別表第12 鳥取県大隊の準備資機材（特殊災害対応中隊）	・・・ 23
別紙第1 鳥取県大隊指揮体制	・・・ 24
別紙第2 公務従事車両証明書	・・・ 25
（「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成17年消防応第8号）別記）	
別紙第3 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告	・・・ 26
（「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成17年消防応第8号）別添様式）	
運用要綱別記様式1 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	・・・ 27
運用要綱別記様式2 緊急消防援助隊活動報告（日報）	・・・ 28
要請要綱別記様式2-1 出動可能隊数報告及び出動準備依頼	・・・ 29
要請要綱別記様式2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告	・・・ 30
要請要綱別記様式3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示	・・・ 31
要請要綱別記様式5-1 緊急消防援助隊活動報告書	・・・ 32
要請要綱別記様式5-2 各都道府県における消防本部毎の出動状況	・・・ 35

緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画

平成29年7月3日 第201700053336号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）、緊急消防援助隊の編制及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）のほか、鳥取県大隊及び鳥取県統合機動部隊の応援等について必要な事項を定め、鳥取県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局とする。
2 代表消防機関代行は以下の消防局とし、次の順位により代表消防機関を代行するものとする。
(1) 第1順位 鳥取県西部広域行政管理組合消防局
(2) 第2順位 鳥取中部ふるさと広域連合消防局
3 前項までに定めるもののほか、用語については【別表第1】のとおりとする。

第2章 鳥取県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 鳥取県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、鳥取県内の構成を消防局単位とする。【別表第2】
2 代表消防機関は県内の次に掲げる任務を行うものとする。
(1) 出動に係る連絡及び調整
(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
(3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
(1) 応援等出動時における各消防局の連絡先は、【別表第2】のとおりとする。
(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、【別表第3】のとおりとする。
(3) 代表消防機関は各消防局に対して連絡するものとする。
(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線ファクシミリ（これと併せて電子メールによつても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には鳥取県防災行政無線、消防無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(鳥取県大隊等の編成)

- 第5 鳥取県の登録隊は、【別表第4】のとおりとする。
- 2 鳥取県大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊等を、【別表第5】に基づき選定するものとする。
- 3 大隊は、県単位とし、鳥取県大隊と呼称するものとする。なお、鳥取県大隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 4 中隊は、消防局単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長は鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 5 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防局の呼出し名称）」を呼称するものとする。
- 6 後方支援中隊の編成は、【別表第6】のとおりとし、鳥取県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の内から鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 7 統合機動部隊は、【別表第7】のとおり編成し、鳥取県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、鳥取県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。ただし発災場所によっては代表消防機関代行の職員をもって充てることができる。

(指揮体制等)

- 第6 鳥取県大隊の指揮体制は、<別紙第1>のとおりとする。
- 2 受援都道府県内の連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）<別記様式1>のとおりとする。
- 3 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、鳥取県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 鳥取県統合機動部隊（第1次編成陸上隊を兼ねる）の隊長は、鳥取県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 中隊長は、鳥取県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- 6 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(出動基準及び集結場所等)

- 第7 鳥取県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第8のとおりとする。

第3章 鳥取県大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

- 第8 各消防局は、鳥取県大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都道府県において震度6弱（政令市等については5強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、出動準備を行うものとす

る。この場合において、各消防局は、直ちに鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、鳥取県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 鳥取県は、消防庁から要請要綱<別記様式2-1>により出動準備を求められた場合は、各消防局に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防局は出動準備を行うとともに、速やかに鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動可能隊数の報告を行うものとし、鳥取県は、速やかに消防庁に対して<要請要綱別記様式2-2>により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 3 鳥取県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(鳥取県大隊等の出動)

第9 知事は、長官から要請要綱<別記様式3-1>により出動の求め又は指示を受けた場合は、【別表第5~8】に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各消防局に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

- 2 各消防局は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動隊数を報告するものとする。
- 3 鳥取県は、各消防局の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動隊数を報告するものとする。
- 4 代表消防機関は、鳥取県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、鳥取県及び各消防局に対して連絡するものとする。
- 5 鳥取県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に鳥取県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する鳥取県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、鳥取県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関する事項。
- (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関する事項。
- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関する事項。
- (4) 被災地における通信の確保に関する事項。
- (5) 初期消火、救助及び救急活動に関する事項。
- (6) 航空消防活動の支援に関する事項。
- (7) 宿営場所の設営に関する事項。

- 6 各小隊を出動させた各消防局は、次に掲げる事項について鳥取県及び代表消防機関に対し、報告するものとする。
 - (1) 指揮者の階級、職及び氏名
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項

(迅速出動)

- 第 10 迅速出動に係る鳥取県大隊の編成は、【別表第 9】のとおりとする。
- 2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、鳥取県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防局との情報共有に努めるものとする。
 - 3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防局は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数をとりまとめ、鳥取県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。
 - 4 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防局は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 鳥取県統合機動部隊は、第一次編成陸上隊を充てるものとし、鳥取県大隊長の指示を受け、概ね 1 時間以内に出動するものとする。
 - (2) 第二次編成陸上隊（隊員交代）は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
 - (3) 代表消防機関は、第二次編成陸上隊（隊員交代）の集結場所及び集合時間を決定し、鳥取県及び県内消防局に対して連絡するものとする。
 - 5 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第 3 項に定めるもののほか、鳥取県統合機動部隊は、鳥取県大隊長の指示を受け、概ね 1 時間以内に出動するものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

- 第 11 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

- 第 12 鳥取県大隊長、統合機動部隊長又は各消防局中隊長（以下「鳥取県大隊長等」という。）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び鳥取県に対して報告するものとする。
 - 3 連絡方法は、原則として有線電話及び緊急消防援助隊動態情報システムで報告する。（以下、報告については同様とする。）

(進出拠点への進出)

- 第 13 鳥取県大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
 - 3 鳥取県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
 - (1) 被災地の被害概要
 - (2) 鳥取県大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 鳥取県大隊等の進出拠点及び出動ルート

(4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第14 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 被災地からの帰署(所)途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署(所)途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに<別紙第2>に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防局名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- (3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第15 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第16 鳥取県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2. 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、鳥取県大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該鳥取県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第17 鳥取県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 都道府県大隊本部を設置する場合は、その位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) その他活動上必要な事項

2. 鳥取県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する鳥取県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が鳥取県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、鳥取県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告する

ものとする。

- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する鳥取県大隊が被災地に到着後は、鳥取県大隊に帰属し、鳥取県大隊長の指揮の下、鳥取県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(鳥取県大隊本部の設置)

- 第18 鳥取県大隊長は、必要に応じて鳥取県大隊長を本部長とする鳥取県大隊本部を設置するものとする。

- 2 鳥取県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 鳥取県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

- 第19 活動時の無線通信運用体制は、【別表第10】のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、鳥取県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

- 第20 後方支援中隊の保有資機材は、【別表第6】のとおりとする。

- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、【別表第11】のとおりとする。
- 3 特殊災害対応中隊の保有資機材は、【別表第12】のとおりとする。

(日報)

- 第21 鳥取県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱＜別記様式2＞により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

- 第22 鳥取県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、鳥取県及び必要と認める消防局に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、鳥取県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うもの

とする。

- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 鳥取県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
- (3) 鳥取県大隊等の活動記録の集約
- (4) 各消防局に対する鳥取県大隊等の活動状況に関する情報提供
- (5) 鳥取県大隊等に対する災害に関する情報提供
- (6) 必要な資機材等の手配及び提供
- (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
- (8) 後方支援に関し、鳥取県との調整
- (9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第23 後方支援中隊は、鳥取県大隊長の指揮の下、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(相互協力)

第24 鳥取県及び各消防局は、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6章 活動終了

(鳥取県大隊等の引揚げ)

第25 鳥取県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 鳥取県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 鳥取県大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

- 第 26 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署（所）後、鳥取県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。
- 2 鳥取県は、鳥取県内の消防局に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

（活動結果報告）

- 第 27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署（所）後、鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱＜別記様式 5-1、5-2、5-3＞により、速やかに活動報告を行うものとする。
- 2 鳥取県は、各消防局からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱＜別記様式 5-1、5-2、5-3＞により、速やかに活動報告を行うものとする。

（高速自動車国道等の通行に係る報告）

- 第 28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署（所）後 5 日以内に、代表消防機関に対して【別紙第 3】により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。
- 2 代表消防機関は、各消防局の報告を取りまとめ、鳥取県大隊の最終小隊等帰署（所）後 7 日以内に、鳥取県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第 8 章 その他

（航空中隊の応援等）

- 第 29 航空中隊に係る応援等については、鳥取県が別に定めるものとする。

（消防本部等における事前準備）

- 第 30 各消防局等は、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- 2 各消防局等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

別表第1

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	要請要綱第2条(17)
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画 第4章1(3)
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
9	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画 第4章2(1)
10	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第4章2(2)
11	ブロック	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るために、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
12	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第9条
13	集結場所	都道府県大隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第12条
14	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(12)
15	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(5)
16	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画 第1章第2節
17	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
18	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
19	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第2条(3)
20	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
21	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第16条
22	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
23	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)

24	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
25	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第18条
26	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
27	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第4節1
28	統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行なうことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
29	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行なうことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
30	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(12)
31	陸上隊	航空小隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
32	第一次編成陸上隊	迅速出動対象災害が発生した場合、統合機動部隊に引き続き、直ちに出動するために編成される隊をいう。	
33	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊の後に編成される隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)を含む。	
34	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・N災害とは、放射線物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はおそれがある事故により生じる災害をいう。 ・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事項により生ずる災害をいう。	運用要綱 第2条(9)～(11)
35	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(16)

鳥取県緊急消防援助隊連絡先

消防本部	連絡先	有線電話 (NTT回線)		防災行政無線		地域衛星 ネットワーク
		電話	FAX	電話	FAX	
◎鳥取県東部広域行政 管理組合消防局	昼間 警防課 夜間 情報指令課	0857-23-2303 0857-23-0119	0857-54-1221 0857-26-9406	17-5510-2829	17-5510-19	031-510-260 (FAX) 031-510-19
◎鳥取中部ふるさと 広域連合消防局	昼間 警防課 夜間 指令課	0858-29-5122 0858-29-5124	0858-29-7750 0858-29-7751	17-5520-60	17-5520-19	031-520-60 (FAX) 031-520-19
◎鳥取県西部広域行政 管理組合消防局	昼間 警防課 夜間 指令課	0859-35-1957 0859-35-1962	0859-35-1961 0859-35-1964	17-5530-60	17-5530-19	031-530-60 (FAX) 031-530-19

関係機関連絡先一覧表

別表第3

平成29年2月23日現在

区分	関係機関名	時間 帯別	連絡窓口	有線電話(NTT回線)		地域衛星通信ネットワーク		①防災行政無線(直取見)		備考
				電話	アックス	電話	アックス	電話	アックス	
国・県 関係	総務省消防庁	昼間 夜間	広域応援室 宿直室	03-5253-7527 03-5253-7777	03-5253-7552 03-5253-7553	048-500-7527 048-500-7782	048-500-7537 048-500-7789	② 7-90-49013 ② 7-90-49102	7-90-49033 7-90-49036	災害対策本部
	鳥取県	昼間 夜間	消防防災課 防災待機室	0857-26-7062 0857-26-7064	0857-26-8139 0857-26-8137	031-200-7062 031-200-7062	031-200-8139 031-200-8139	① 17-5200-122 ② 31-305、306	17-5200-129 31-311	鳥取県調整本部
	鳥取県消防防災航空センター	昼間 夜間	消防防災航空隊	0857-38-8119	0857-38-8127	031-500-60	031-500-19	① 17-5200-121 ① 17-5500-60	17-5200-129 17-5500-19	
	鳥取県警察本部	昼間 夜間	警備第一課 警備第二課	0857-23-0110 0857-23-0110	0857-23-0110 0857-23-0110	-	-	-	-	
	陸上自衛隊	昼間 夜間	第3運科連隊	0859-29-2161 0859-29-2161	-	-	-	-	-	
	第8管運科連隊	夜間	防衛部運用班	0859-45-0221	-	-	-	-	-	
	第3輸送航空隊	昼間 夜間	防衛部運用班	0859-45-0221	-	-	-	-	-	
	航空自衛隊	昼間 夜間	警備救援難課	0859-42-2531	0859-42-2531	-	-	① 17-5600-11 ① 17-5600-12	17-5600-11 17-5600-19	
	第八管海上保安本部	昼夜	警備救援難課	0859-42-2531	0859-42-2531	-	-	① 17-3388	-	
	境海上保安部	夜間	警防課	082-546-3451	082-546-3451	082-249-1160	034-701-92317	③ 4-701-92349	-	指揮支援部隊長
指揮支援隊 所属消防本部	広島市消防局	昼間 夜間	警防課指揮係	082-546-3456	082-546-3456	082-542-1007	034-701-92391	③ 4-701-92369	-	指揮支援部隊長代行
	福岡市消防局	昼間 夜間	警防課	092-725-6551	092-725-6551	092-791-2420	040-130-6952	040-130-6730	-	
	北九州市消防局	昼間 夜間	災害救助指令センター	092-725-6595	092-735-1074	040-130-6589	040-130-6730	-	-	
	大分市消防局	昼間 夜間	警防部警防指令課	093-582-3917	093-592-6898	040-100-1111	040-100-1111	040-100-1115	-	
	熊本市消防局	昼間 夜間	警防課	096-393-6345	06-4393-4750	027-400-2	027-400-5	-	-	作戦室
	東京消防庁	昼間 夜間	(指令情報センター)	06-4393-4888	06-4393-4060	027-400-3	027-400-5	-	-	
	神戸市消防局	昼夜	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	-	-	
神戸市消防本部	岡山市消防局	昼夜	警防課	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62	-	-	
	熊本市消防局	昼夜	警防課	078-333-0119	078-325-8529	028-100-42	028-100-62	-	-	
	岡山市消防局	昼夜	情報報道課	086-234-9879	086-234-1059	033-101-6230-203	033-101-6230-039	-	-	
	熊本市消防局	昼夜	情報報道課	086-253-9878	086-253-9884	033-101-6230-200	033-101-6230-039	-	-	

区分	関係機関名	時間 帯別	連絡窓口	有線電話(NTT回線)		地域衛星通信ネットワーク 電話	電話	消防防災無線 ファックス	備考
				電話	ファックス				
第一次出動航空小隊	広島市	昼間	消防航空隊	082-546-3454	082-546-3455	034-201-92345	034-201-92348		
	京都府	夜間	消防航空隊	075-621-1834	075-621-1683	034-201-92391	034-201-92369		
	島根県	昼間	防災航空隊	0853-72-7661	0853-72-7671	032-335-213	032-335-230		
	大阪市	夜間	消防局航空隊	0729-92-4900	0729-91-0119	027-400-1-701	027-400-3		
	兵庫県	昼間	消防防災航空隊	06-4393-4988	06-4393-4060				
	神戸市	夜間	航空機動隊	078-303-1192	078-302-8119				
	岡山県	昼間	消防防災航空隊	078-362-9900	078-362-9911				
	岡山県	夜間	消防航空隊	086-250-0330	086-294-7885				
	岡山市	昼間	消防航空隊	086-250-5119	086-261-0119	086-261-1190			
	広島県	夜間	防災航空センター	0848-86-8931	0848-86-8933	034-805-202	034-101-119		
	香川県	夜間	危機管理連絡員	082-228-0999	082-227-2122	034-101-2786	034-101-119		
	香川県	昼間	防災航空隊	087-379-0119	087-879-1400	037-200-433-561	037-200-433-581		
		夜間	危機管理課守衛室	087-831-1111	-	-	-	37-2435	
	東京都	昼間	消防防災航空隊	031-3521-5811	03-3522-0120	013-601-9-501-5765	013-601-9-501-6715		
	福井県	夜間	防災航空隊	0776-51-6945	0776-51-6947	018-418-2	018-418-5		
	名古屋市	昼間	消防航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721				
	滋賀県	夜間	航空隊	052-961-3338	052-953-0119	023-700-6300	023-700-5555		
		昼間	消防航空隊	0748-52-6677	0748-52-6679	025-100-3-140-0	025-100-3-140-1		
出動準備航空小隊	奈良県	昼間	防災航空隊	0742-81-0399	0742-81-5119	-	-	-	
	山口県	夜間	消防航空隊	0742-27-8944	0742-23-9244	029-111-9071	029-111-9210	29-9210	
	徳島県	昼間	航空隊	088-683-4119	088-683-4121	035-264			
	愛媛県	夜間	消防防災航空隊	089-972-2133	089-972-3655	038-200-5202			
	高知県	昼間	消防防災航空隊	088-864-3890	088-864-3896				
	北九州市	夜間	消防航空隊	093-475-6701	093-574-6700				
福岡市	昼間	消防航空隊	092-725-6595	092-735-1074					
	熊本県	夜間	防災消防航空隊	096-289-2255	096-289-2277	043-524-78			
				090-5285-8106					

鳥取県の登録隊

消防本部名		特殊災害小隊		特殊装備小隊			合計
				水上小隊	航空小隊	重複除く 小隊数	
都道府県大隊指揮隊							19
工不ル半・・産業基盤 災害即応部隊指揮隊							18
統合機動部隊指揮隊							
指揮支援隊							
東部消防局 (代表消防機関)	1	1	3	1	(1)		
中部消防局 (代表消防機関代行)		1	5	1	2	1	11
西部消防局 (代表消防機関代行)		1	(1)	5	1	2	10
鳥取県航空隊 (消防防災航空センター)							1
鳥取県合計		2	3	17	3	7	1 (3) 47 43

別表第6

鳥取県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材

平成29年4月1日現在

消防本部名	(下段カラーバーは無賞使用車両)								後方支援資機材														
	支援車Ⅳ型	支援車Ⅲ型	支援車Ⅱ型	支援車Ⅰ型	大型除染システム搭載車	航空隊支援車	資機材搬送車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	エアーテント	簡易ベッド	寝袋	折りたたみティーブル	簡易テント	簡易トイレ	リアカ	エアント用クーラ	エアント用ヒータ	調理器具一式	ガソリン携行缶(20ℓ)	備考	
後方支援中隊 東部消防局	1				1 (1)				4 (1)		4	48	53	36	12	3	3	3	4	4	4	8	4
中部消防局							1			1	17	17	5	2	2	2	2	1	1	1	2	1	
西部消防局	1 (1)						1 (1)		1 (1)	3	26	56	40	9	2	5	1	1	1	2	2	3	
鳥取県合計	2								1	2	1	1	8	91	126	93	26	7	10	6	7	12	8

鳥取県統合機動部隊の編成

		平成29年4月1日現在						
応援先	小隊名	統合機動部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	通信支援小隊	後方支援小隊	集結場所
応援先都道府県 兵庫県	東部消防局 (都道府県大隊長兼務)	東部消防	東部消防	東部消防	中部消防	東部消防	東部後方支援小隊 (支援車I型)	中国自動車道揖保川PA
応援先都道府県 島根県	西部消防局 (都道府県大隊長兼務)	中部消防	西部消防	西部消防	東部消防	東部消防	東部後方支援小隊 (支援車I型)	鳥取県消防学校江の川PA
応援先都道府県 岡山県	東部消防局 (都道府県大隊長兼務)	東部消防	東部消防	中部消防	中部消防	東部消防	東部後方支援小隊 (支援車I型)	中国自動車道高梁SA 美作市消防本部

別表第8

鳥取県大隊の出動対象都道府県等一覧

出動計画・出動対象災害	
	区分
基本計画（出動準備） ・最大震度6弱（改令市等は5強）の地震災害が発生した場合 ・大津波警報が発表された場合 ・噴火警報（居住地域）が発表された場合	第一次出動の対象となる場合
	岡山県

区分 I ・最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震災害が発生した場合（震央が海城の場合は出動の準備）	
	区分 II ・最大震度6弱（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合（震央が海城の場合は出動の準備）
迅速出動	広島県 山口県 香川県 高知県



出動計画・出動対象災害		応援編成計画	応援先都道府県	集結場所	進出拠点	進出拠点（高速道路以外）
<東海地震>	第3次応援	静岡県	中国自動車道損保川PA	東名道浜名湖SA	浜松オートレース場 (浜松市中区和合町936-19)	
・東海地震に係る注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合 ・対象8都県で震度6弱（改令市等は5強）以上の都県で震度6弱 に、対象8都県で震度6弱（改令市等は5強）以上の都県で震度6弱 に、対象8都県で震度6弱（改令市等は5強）以上の都県で震度6弱 （想定震源域内を震源とし、対象8都県中2以上上の都県で震度6弱 (改令市等は5強)以上上の地震災害が発生した場合	第3次応援	東京都	中国自動車道損保川PA	東名道東京IC	第三互換面訓練場 (狭谷区備ヶ谷)	
<首都直下地震>	第1次応援	高知県	岡山自動車道高梁SA	高知自動車道 南国SA	大歩危村広場 (長岡郡大豊町中村大王)	
・被災4都県中2以上上の都県で震度6弱（改令市等は5強）以上の 地震災害が発生した場合	[表4-1 ・想定震源域内外を震源とし、対象6県中2以上以上の地震災害が発生した場合 等は5強)以上上の地震災害が発生した場合	[表4-1 ・想定震源域内外を震源とし、対象6県中2以上以上の地震災害が発生した場合 等は5強)以上上の地震災害が発生した場合	愛媛県	岡山自動車道高梁SA	松山自動車道 上分SA	[別表3 参照]
<南海トラフ地震>	【表4-2：近畿地方 が大きく被災】	高知県	岡山自動車道高梁SA	高知自動車道 南国SA	高知自動車道 南国SA	[別表3 進出拠点一覧表 参照]
・当該被災地を踏まえ、本アクションプランは以下の(1)、(2)の 条件をいすも踏まえます。 (1)発生した震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源断層 の地名に一致する。 (2)発生した地震により、中部地方・近畿地方及び四国・九州地方の 3地域においても、震度6強以上の地震が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合。	【表4-3：四国地方 が大きく被災】	高知県	岡山自動車道高梁SA	高知自動車道 南国SA	高知自動車道 南国SA	[別表3 進出拠点一覧表 参照]
アクションプラン	【表4-4：九州地方 が大きく被災】	大分県	中国自動車道江の川PA	大分自動車道 別府湾SA	大分自動車道 別府湾SA	[別表3 進出拠点一覧表 参照]

※進出拠点（高速道路以外）の別表3進出拠点一覧表は緊急消防接続隊関係参考資料を参照

鳥取県大隊の迅速出動に係る隊編成

		平29年4月1日現在									
		特殊災害小隊			特殊装備小隊			水上小隊		合計	
		後方支援小隊	救助小隊	救急小隊	通信支援小隊	消防活動二輪小隊	特殊車両小隊	水難救助小隊	航空小隊	その他	隊数
消防本部		都道府県大隊指揮隊	工ネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	指揮支援隊	東部消防局	1	1	1	1	7
(第一次編成陸上隊)						中部消防局		1	1	1	4
						西部消防局	(1)	1	1	1	4(2)
						合 計	1(1)	1(1)	3	3	15(2)

*統合機動部隊と第一次編成陸上隊は兼務。第二次編成陸上隊は、隊員交代で対応する。

鳥取県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各隊間	主運用波・活動波等	無線統制は、鳥取県大隊長が行う。
鳥取県大隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県大隊本部	統制波1 (指揮支援部隊長)	無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第22条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。
- 1 統制波統制局は、調整本部におくものとする。
 - 2 主運用波統制局は、鳥取県大隊本部におくものとする。
 - 3 主運用波の使用は、原則として鳥取県大隊長と各隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各隊間で使用することができるものとする。
 - 4 鳥取県大隊内の無線機の貸し借りにより、各隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
 - 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
 - 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

鳥取県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）

別表第11

平成29年4月1日現在

消防本部名	救助用資器材一式					梯子車は屈折梯子車
	2m級梯子車	2.5m級梯子車	2トン水槽	5トン水槽	救助用資器材一式	
東部消防局	○	○	○	○	○	
中部消防局	○	○			○ ○	
西部消防局	○	○	○	○	○	梯子車は屈折梯子車
鳥取県合計	3	3	2	1	1	1

別表第12

鳥取県大隊の準備資機材（特殊災害対応中隊）

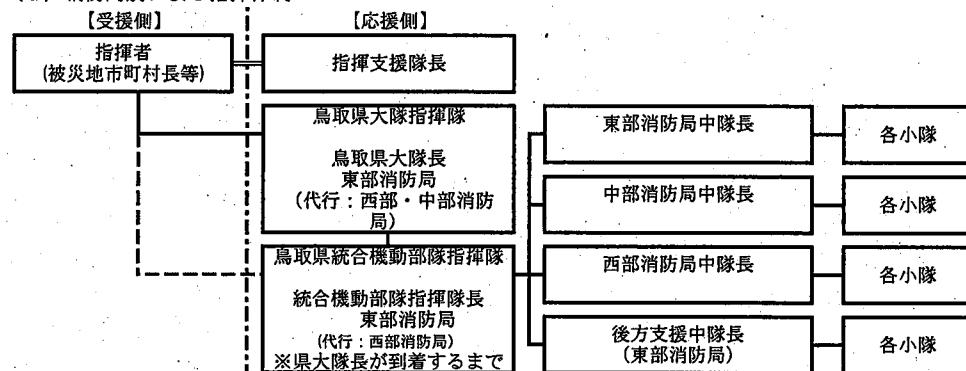
平成29年6月1日現在

消防本部名	放射線防護消火服	レベルA防護服	レベルB防護服	レベルC防護服	全面マスク	防じんフィルタ	個人線量計	(電離箱式)空間線量計	(G M計数管式)空間線量計	(シンチレーション)空間線量計	(G M計数管式)表面汚染検査計	(シンチレーション)表面汚染検査計	有毒ガス検知器	有毒ガス測定器	複合型ガス測定器	除染シャワー(2口以上)	
	東部消防局	2	5	10	24	10	13	13	24	1	9	1	4	1	2	2	3
中部消防局	3	3	10	17	10	10	10	17	4	1	1	4	1	1	2	1	1
西部消防局	5	5	10	21	10	10	10	21	1	1	1	1	1	1	2	1	1
鳥取県合計	10	13	30	62	30	33	33	62	2	14	2	3	9	2	6	3	1
																6	2

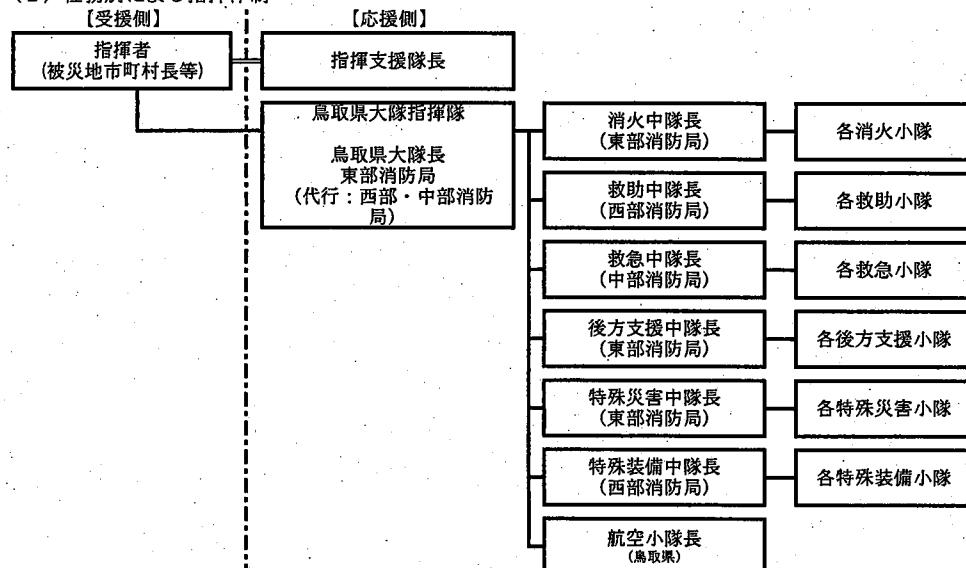
鳥取県大隊等指揮体制

1 地震等大規模災害

(1) 消防局別による指揮体制

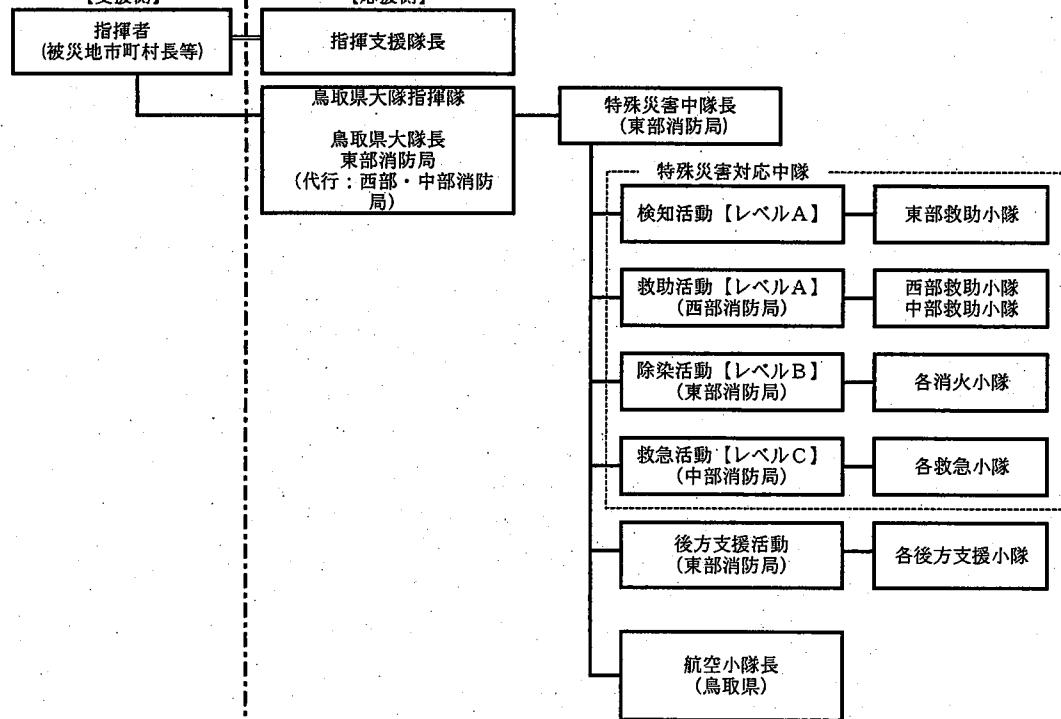


(2) 任務別による指揮体制



2 N B C災害編

【受援側】



10 cm

14
cm

公務従事車両証明書

発行番号			
通行年月日	平成 年 月 日		
道路名及び区間	道路名	ICから (入口)	ICまで (出口)
乗車責任者の職、氏名			
車両登録番号			
この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。			
<u>災害名：</u>			
平成 年 月 日		発行者 職氏名	印

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

(注1：上記様式は、日本道路公団等の共通様式であること。)

(注2：道路名及び区間の表記は、努めて区間名を記入することとするが、料金所等の名称が分からぬときは、「○○道～□□道～△△道」でも可とする。)

緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告

都道府県名:

消防本部名			
消防本部コード			
公務証明書発行番号			
公務証明書発行日			
車両登録番号			
緊急消防援助隊登録部隊種別			
車隊長	階 級		
	氏 名		
通過した 有料道路 I	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 II	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 III	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 IV	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 V	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 VI	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		

(注1: 上表中の「道路の区分」欄には、東日本高速道路株式会社管轄道路は1、中日本高速道路株式会社管轄道路は2、西日本高速道路株式会社管轄道路は3、首都高速道路は4、阪神高速道路は5、本州四国連絡道路は6、指定都市高速道路のうち名古屋高速道路は7、広島高速道路は8、福岡北九州高速道路は9と記入してください。)

(注2: 多くの車両がある場合は、本表を横に拡張してください。)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県			市区町村		
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	
	指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	
	指揮隊	隊	人	航空小隊	隊	
	消火小隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	
	救急小隊	隊	人	その他の小隊	隊	
			合計	隊	人	
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人		
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
宿営場所	名称	所在地				
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

平成 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消 防 長 } 殿

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	都道 府県			市区 町村
災害名				
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

出動準備を依頼する隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊	特殊災害小隊 特殊装備小隊	毒劇物等対応小隊
	指揮支援隊		N災害対応小隊
	指揮隊		B災害対応小隊
	消火小隊		C災害対応小隊
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊
	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊
	水上小隊		水難救助小隊
その他()			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成 年 月 日 時 分
出動隊数報告	平成 年 月 日 時 分

(消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長
代表消防機関消防長) 殿

次のとおり隊数を報告します。

応援先(都道府県名)	
災害名	

種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考	登録隊数
指揮支援隊						
指揮隊	()	()	()	()		
消火小隊	()	()	()	()		
救助小隊	()	()	()	()		
救急小隊	()	()	()	()		
後方支援小隊	()	()	()	()		
通信支援小隊	()	()	()	()		
航空小隊						
水上小隊						
特殊灾害小隊	毒劇物等対応小隊					
	N災害対応小隊					
	B災害対応小隊					
	C災害対応小隊					
	大規模危険物火災等対応小隊					
特殊装備小隊	密閉空間火災等対応小隊					
	遠距離大量送水小隊					
	消防活動二輪小隊					
	震災対応特殊車両小隊					
	水難救助小隊					
その他()						
合計						

※()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること。

最も早く出動可能な隊(指揮支援隊及び航空小隊を除く。)	出動予定時間	時 分
	出動時間	時 分

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事
市町村長 } 殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	市区 町村			
災害名				
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明
出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）			
アクションプラン	適用（　）・非適用			
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分			
求め又は指示する隊の規模	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊
	指揮支援隊			N災害対応小隊
	指揮隊	()		B災害対応小隊
	消火小隊	()		C災害対応小隊
	救助小隊	()		大規模危険物火災等対応小隊
	救急小隊	()	密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	()	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊	()		消防活動二輪小隊
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊
	水上小隊			水難救助小隊
		その他(　)		
応援先	市区 町村			
進出拠点				
連絡事項				

※()内は、統合機動部隊として出動の求め又は指示をする隊の規模を内数で記載すること。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報 告 日	平成 年 月 日
災 害 名	
都 道 府 県	
消 防 本 部	

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	集結完了日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日		日間
活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日		日間	
隊種別	実 数	延べ数		
指揮支援隊	隊 名	隊 名		
指揮隊	隊 名	隊 名		
消防小隊	隊 名	隊 名		
救助小隊	隊 名	隊 名		
救急小隊	隊 名	隊 名		
後方支援小隊	隊 名	隊 名		
通信支援小隊	隊 名	隊 名		
特殊災害小隊	隊 名	隊 名		
特殊装備小隊	隊 名	隊 名		
航空小隊	隊 名	隊 名		
水上小隊	隊 名	隊 名		
合 計	隊 名	隊 名		

別記様式5-1(総括表)

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件	
	死亡	名		軽症	名	
				中等症	名	
	合計	名		重症	名	
				その他	名	
				合計	名	
活動概要						
隊員の負傷の有無						
車両・資機材の損傷						

別記様式5-1(総括表)

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日	日間	
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日	日間	
隊種別		実 数	延べ数(実数×出動期間)	
指揮支援部隊	指揮支援隊	隊 名	隊 名	
	通信支援小隊	隊 名	隊 名	
	後方支援小隊	隊 名	隊 名	
合 計	隊 名	隊 名		

別記様式5-2(指揮支援部隊)

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

別記様式5-2(指揮支援部隊)

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
部隊・大隊名	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	集結完了日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日		日間
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日		日間
隊種別	実 数	延べ数(実数×出動期間)		
指揮隊	隊 名	隊	名	
消火小隊	隊 名	隊	名	
救助小隊	隊 名	隊	名	
救急小隊	隊 名	隊	名	
後方支援小隊	隊 名	隊	名	
通信支援小隊	隊 名	隊	名	
特殊災害小隊	隊 名	隊	名	
特殊装備小隊	隊 名	隊	名	
水上小隊	隊 名	隊	名	
合 計	隊 名	隊	名	

別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
	合計	名		その他	名
				合計	名
	活動概要				
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

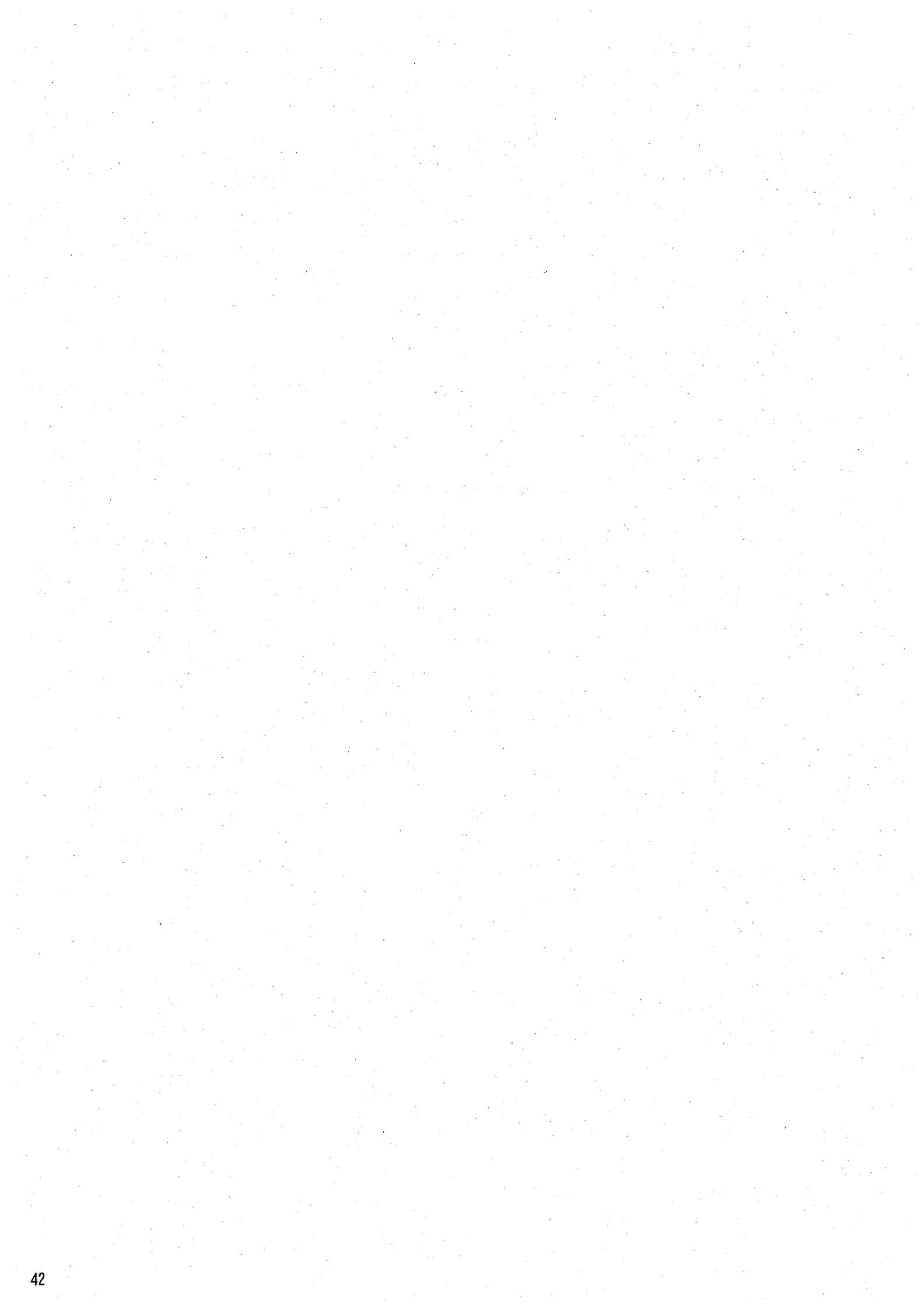
別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

各都道府県における消防本部毎の出動状況

〇〇都道府県

消防本部		出動日時	署(所)日時	応援先都道府県等	区分	出動状況						合計				隊名	
次隊		出動時刻	署(所)日	都道府県	市区町村	指揮隊	指揮支援隊	救助小隊	消火小隊	後方支援小隊	特殊災害小隊	空調空間火災等対応小隊	遠距離大量送水小隊	水難救助小隊	航空小隊	水上小隊	隊名



參考資料

別表第1(指揮支援隊及び指揮支援部隊長)

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
鳥取、島根、岡山 広島、山口、徳島 香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局 大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁 岡山市消防局、熊本市消防局

別表第2(指揮支援部隊長代行)

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
鳥取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局

別表第4(第一次出動都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊
兵庫	京都、大阪、鳥取、岡山
鳥取	兵庫、島根、岡山、広島
島根	鳥取、岡山、広島、山口
岡山	兵庫、鳥取、広島、香川

別表第5(出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊
石川	新潟、群馬、山梨、長野、静岡、愛知、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、島取
福井	新潟、富山、山梨、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島取
滋賀	富山、石川、山梨、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島取、徳島
京都	富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重、奈良、和歌山、島取、岡山、徳島、香川
大阪	石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、島取、岡山、広島、徳島、香川
奈良	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、島取、岡山、徳島、香川
和歌山	石川、福井、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、島取、島根、岡山、徳島、香川
島取	福井、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、山口、徳島、香川、愛媛
広島	大阪、兵庫、奈良、島取、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
山口	兵庫、島取、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
徳島	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、島取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀
香川	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島取、島根、広島、山口、福岡、佐賀
愛媛	滋賀、京都、大阪、兵庫、島取、島根、岡山、山口、福岡、佐賀、長崎、大分
高知	滋賀、京都、大阪、兵庫、島取、島根、岡山、山口、福岡、佐賀、長崎、大分
福岡	兵庫、島取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、宮崎、鹿児島
佐賀	兵庫、島取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、宮崎、鹿児島
長崎	兵庫、島取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、宮崎、鹿児島

別表A-1(出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用準備	指揮支援部隊	都道府県大隊	
			陸上	航空
I	最大震度7(東京都特別区は6強以上)の地震が発生した場合	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全体	震央管轄都道府県に対応する第1次出動準備都道府県大隊及び出動可能な全体	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全体
II	最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全体	震央管轄都道府県に対応する第1次出動可能な全体	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全体
III	ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強又は6弱)の地震が発生した場合 イ 大津波警報が発表された場合	震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊(出動可能な場合に限る) イ 大津波警報が発表された都道府県に対する指揮支援部隊長の属する指揮支援部隊(出動可能な場合に限る)	震央管轄都道府県に對応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全体 イ 大津波警報が発表された都道府県に對応する第1次出動都道府県のうち出動可能な全体	震央管轄都道府県に對応する第1次出動航空小隊及び出動可能な全体 イ 大津波警報が発表された都道府県に對応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全体
IV	噴火警報(居住区域)が発表された場合			噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に對応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な指揮支援部隊長の属する指揮支援隊(出動可能な場合に限る)

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。

別表A-2(第6条4項(1)に規定する地震が発生した場合において出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用準備	指揮支援部隊	都道府県大隊	
			陸上	航空
I	最大震度7(東京都特別区は6強以上)の地震が発生した場合	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全体	震央管轄都道府県に対応する第1次出動準備都道府県大隊及び出動可能な全体	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全体
II	最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全体	震央管轄都道府県に対応する第1次出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全体	震央管轄都道府県に対応する第1次出動準備航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全体
III	ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合 イ 大津波警報が発表された場合	ア 震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全体 イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全体	ア 第1次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全体 イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動準備都道府県大隊及び出動準備都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全体	ア 震央管轄都道府県に対応する第1次出動準備航空小隊及び出動準備航空小隊のうち出動可能な全体 イ 大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動準備航空小隊及び出動可能な全体

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。

<東海地震アクションプラン> 【表2-1:応援編成計画(発災後)】 (「 」内は指揮支援隊を含む。)

応援先県	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	三重県
第一次応援 7都府県 ()は 二次指定県	「千葉県」 (茨城県)	「埼玉県」 (群馬県)	新潟県 (富山県)	「東京都」 「大阪府」 (橿原市)	滋賀県 (京都府)	奈良県 (和歌山県)
第二次応援 7府県	茨城県	群馬県	富山県	栃木県 「兵庫県」	「京都府」	和歌山県
第三次応援 14県(注1)				岩手県、「宮城県」、山形県、福島県、石川県、福井県、島根県、 岡山県、「広島県」、徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
第四次応援 12道県(注2)				「北海道」、青森県、秋田県、山口県、「福岡県」、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県		

(注1) すべて静岡県への応援を予定するが、被害状況に応じ応援先を変更する。

(注2) 被害状況に応じ応援先の県を決定する。

<東南海・南海地震アクションプラン>【表2-1:応援編成計画】

(「 」内には指揮支援隊を含む。)

受援県	静岡県	愛知県	三重県	和歌山県	徳島県	高知県
第一次応援 12都県	「千葉県」	「東京都」	埼玉県	「神奈川県」	島根県	鳥取県
	山梨県	石川県	富山県	福井県	佐賀県	「福岡県」
第二次応援 (7県)	「宮城県」	群馬県 新潟県	栃木県		長崎県	熊本県 鹿児島県
第三次応援 6県(注1)		茨城県、岩手県、青森県、山形県、秋田県、福島県				
第四次応援 16道府県(注2)		「北海道」、沖縄県				

(注1) すべて愛知県への応援を予定するが、被害状況に応じ応援先を変更する。

(注2) 被害状況に応じ応援先の県を決定する。

(※) 推進地域を有する府県

<南海トラフ地震アクションプラン> 【表4-2 都道府県大隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊	被害確認後応援都道府県大隊
東海	静岡県	青森県、秋田県	山梨県
	愛知県	岩手県	千葉県
近畿	三重県	宮城県、山形県、福島県	茨城県
	和歌山县	栃木県、埼玉県、富山县	東京都、長野県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県、石川県	神奈川県、兵庫県
	香川県	福井県	
	愛媛県	島根県	岐阜県
	高知県	新潟県、島根県	京都府、岡山県、広島県
	大分県	佐賀県	山口県
九州	宮崎県	長崎県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道	※3

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指名する。

＜南海トラフ地震アクションプラン＞【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：東海地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東海	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	山梨県
近畿	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	長野県、岐阜県
	和歌山县	富山県	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県
四国	徳島県	石川県	岡山県
	香川県	福井県	
九州	愛媛県	鳥取県	広島県
	高知県	島根県	兵庫県
	大分県	佐賀県	山口県
	宮崎県	長崎県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ※3	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指名する。

＜南海トラフ地震アクションプラン＞【表4-3 都道府県大隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東海	静岡県	青森県	茨城県
	愛知県	岩手県、秋田県	長野県
近畿	三重県	宮城県、山形県	山梨県、岐阜県
	和歌山县	福島県、富山県	千葉県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県、島根県	神奈川県、兵庫県
	香川県	福井県	
四国	愛媛県	石川県	広島県
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、島根県	東京都、京都府、岡山県
九州	大分県	佐賀県	山口県、福岡県
	宮崎県	長崎県	熊本県、鹿児島県、沖縄県
	北海道	※3	

※1 即時応援都道府県とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指名する。

＜南海トラフ地震アクションプラン＞【表4-4 都道府県大隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東海	静岡県	青森県	茨城県
	愛知県	岩手県、秋田県	長野県
近畿	三重県	宮城県、山形県	山梨県、岐阜県
	和歌山县	福島県	千葉県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県	神奈川県、京都府
	香川県	福井県	
九州	愛媛県	石川県	兵庫県
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、富山県	東京都、岡山県
	大分県	鳥取県、佐賀県	広島県
	宮崎県	島根県、長崎県	山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
北海道		※3	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指名する。

<首都直下地震アクションプラン>【表3 都道府県の大隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東京都	北海道、青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	栃木県、山梨県、長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府	群馬県
千葉県	宮城県、広島県	茨城県
神奈川県	岐阜県、愛知県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

